

令和 8 年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

令和 7 年 6 月 日

（名称）成田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年6月 日 計画別紙について協議。【結果： 】
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
別添協議会委員名簿のとおり。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）成田市花崎町760番地

（所 属）都市部都市計画課交通政策室

（氏 名）榛澤 輝

（電 話）0476-20-1560

（e-mail）toshikei@city.narita.chiba.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

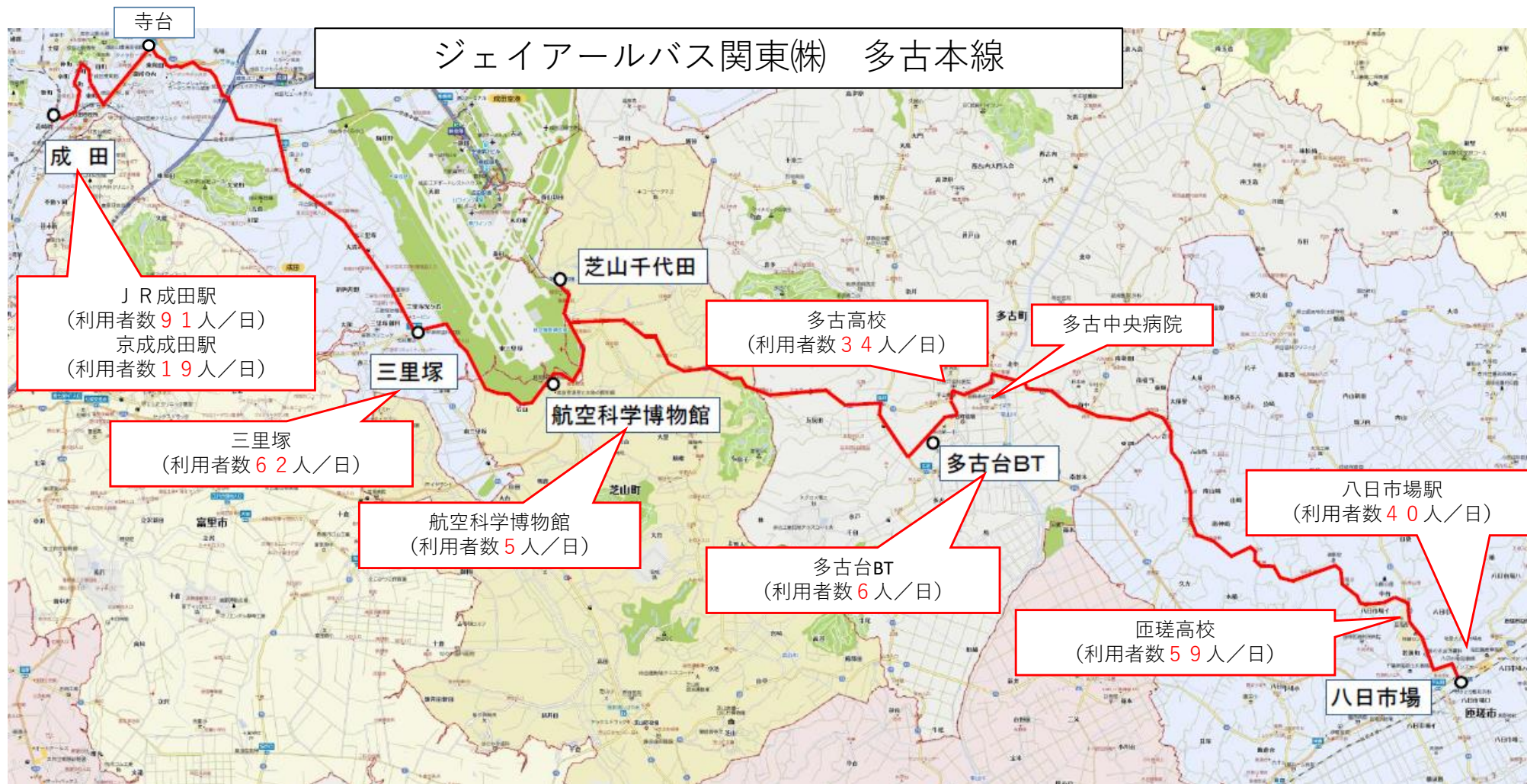
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
成田市	ジェイアールバス関東株式会社	(1) 多古本線	7,982.0	
	京成バス千葉イースト株式会社	(2) 成田佐原線	18,243.0	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			26,225	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)



京成バス千葉イースト(株) 成田佐原線

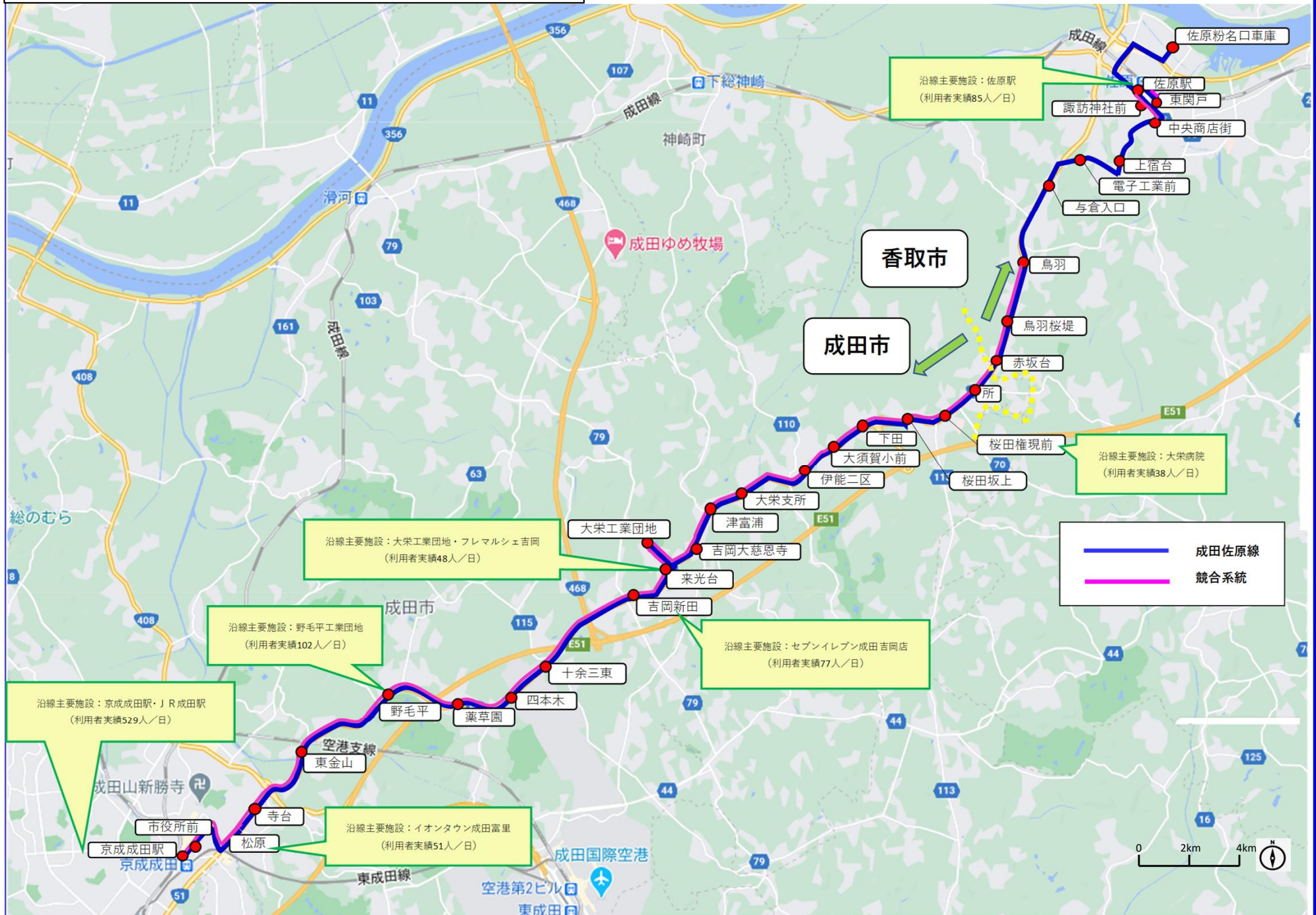


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社
------	----------------

令和 8 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

R6

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	%

R5

基準期間の前々年度 の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率	%

R4

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ①「ナハ」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ②「ナハ」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ③「ナハ」=c
千葉			

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれが小さい額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト
千葉		435 円 40 銭	431 円 40 銭	60 円 83 銭	

3. 旅客運賃の上乗せ承認状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付 要額別表2 (注)4.の 適用割合 フ	収定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統		計画運行日数 ①にカッコ内	計画運行距離 ①	計画平均乗車運賃 ②	計画乗込乗客 ③×⑧＝⑨	系統キロ程 千	地域公共交通確保事業を実施する区域におけるキロ程 ホ	系統キロ程と地域公共交通確保事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ＝千×ホ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ス	他路線との競合部分に係るキロ程 ム	他路線との競合率 ム＝ミ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (千+リ+ス+ム)÷(ニ+オ)
				起点	主な経路地												
千葉	1	無	多古本線	ハロロ線	多古本線 多古本線 ハロロ線	365 日	1,095.0 (3.0)	国	53	17.4 人	往25.4km (平均) 復31.7km	35.5km		(平均)		(平均)	100.000%
合計			系統								往25.4km 復31.7km	35.5km					

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	補助プロジェクト外入部分及び同一補助プロジェクト間移動等入部分以外のキロ程の仕事	計画事業走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額
						補助金交付要綱第2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準年度								
								基準期間における基準走行キロ当たり経常収益の算込額(注4.の適用後)×キロ(1) ×キロ(2) ×キロ(3)	経常収益算込額×キロ(注4.の適用後)×キロ(1) ×キロ(2) ×キロ(3)	補助金交付要綱第2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益×キロ(注4.の適用後)	3カ年平均(注4.の適用後)×キロ(1) ×キロ(2) ×キロ(3)	経常収益×キロ(注4.の適用後)	基準走行キロ×キロ(注4.の適用後)	補助対象系統の基準走行キロ当たり経常収益×キロ(注4.の適用後)	経常収益×キロ(注4.の適用後)	基準走行キロ×キロ(注4.の適用後)	補助対象系統の基準走行キロ当たり経常収益×キロ(注4.の適用後)			
千葉県	1	無	100,000円	10,215.5km	38,427,862円	38,427,862円	0円	0円	0円	28,717,308円	41,359,330円	134,709.6km	29,271,438円	42,004,442円	154,875.1km	27,419,448円	42,004,442円	154,875.1km	22,472,462円	
合計				78,215.5km	38,427,862円						42,004,442円	154,875.1km		42,004,442円	154,875.1km		42,004,442円	154,875.1km	22,472,462円	

補助プロ ジェクト 名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を算出した額	補助対象経費 の算込額	タスほのうちのいずれか 少ないほうの額	リのうも補助プロ ジェクト外入部分、同 一補助ブロック間 移動等外入部分 及び増設等との経 常収益以外に算 入されるもの	リのうも補助プロ ジェクト外入部分及び同 一補助ブロック間 移動等外入部分 及び増設等との経 常収益以外に算 入されるもの	計画平均 経常費用 が5人未満 の場合	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 算出した額	経常収益から 経常費用を 算出した額
千葉	1	無	15,984,000円	17,288,677円	15,984,000円	15,984,000円	15,984,000円	0円	15,984,000円	7,982,000円	0円	0円
合計			15,984,000円	17,288,677円	15,984,000円	15,984,000円	15,984,000円	0円	15,984,000円	7,982,000円	0円	0円

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な明細
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	無	7,982,000円		0円	0.0%		0.0%			
合計			7,982,000円		0円	0.0%	0円	0.0%			

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に(ツ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業名		京成バス千葉イースト株式会社										令和 8 年度															
1 申請事業者の概要																											
補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業																										
	営業収益	千円		営業外収益	千円		経常収益(イ)	千円		経常収益(ロ)	千円		経常収益(ハ)														
	営業費用	千円		営業外費用	千円		経常費用(イ)	千円		経常費用(ロ)	千円		経常費用(ハ)														
	営業損益	千円		営業外損益	千円		経常損益	千円		経常収支率	%																
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km																									
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業																										
	営業収益	千円		営業外収益	千円		経常収益(イ)	千円		経常収益(ロ)	千円		経常収益(ハ)														
	営業費用	千円		営業外費用	千円		経常費用(イ)	千円		経常費用(ロ)	千円		経常費用(ハ)														
	営業損益	千円		営業外損益	千円		経常損益	千円		経常収支率	%																
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		km																									
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業																										
	営業収益	千円		営業外収益	千円		経常収益(イ)	千円		経常収益(ロ)	千円		経常収益(ハ)														
	営業費用	千円		営業外費用	千円		経常費用(イ)	千円		経常費用(ロ)	千円		経常費用(ハ)														
	営業損益	千円		営業外損益	千円		経常損益	千円		経常収支率	%																
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km																									
[補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等]																											
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ「ハ」÷イ「ハ」			補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ「ハ」÷イ「ハ」			補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ「ハ」÷イ「ハ」																				
	千円			千円			千円																				
		円		円		円		円		銭																	
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前々年度の前々年度をいう。																											
2 キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																											
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (イ「ハ」)÷イ「ハ」		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ＝ケ		キロ当たり経常収益 イ「ハ」÷イ「ハ」																		
	千円		円		円		円		円		銭																
		円		円		円		円		銭																	
3 旅客運賃の上乗変更認可状況																											
補助ブロック名	認可日		認可を受けた補助対 象期間		補助金交 付要額別 表2(注) 4.の適用 割合 ア		改定率 コ																				
			基準期間の 年度		ア		コ																				
				基準期間の 年度		ア		コ																			
				基準期間の 年度		ア		コ																			
4 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																											
補助ブ ロック 名	申請 番号	特 定 運 行 系 統 名	運行系統		計画運行 回数 (日)	計画運行 回数 (日)	計画平均乗 客数 乗客	計画 乗客数 乗客	系統キロ程 キロ	地域公共交通確保維持 事業を実施する区域にお けるキロ程																	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用 がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
								基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運営改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ÷g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノーh＝ノ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ'÷マ' ＝d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ'÷マ' ＝e	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ'÷マ'＝f
(チー(リ+ヌ))÷チ ＝ヲ						ノとノのいずれ か少ない額 ノ	(d+e+f)/3＝ノ'						ノ×フ以上の額:ヨ							
千葉	1		100.000%	275,498.0 km	104,138,244円	245円.56銭	0円.00銭	0円.00銭	245円.56銭	245円.56銭	60,844,024円	267,096.3 km	227円.79銭	67,390,118円	273,749.8 km	246円.17銭	75,225,830円	286,333.2 km	262円.72銭	67,651,288 円
合計				275,498.0 km	104,138,244円						60,844,024円	267,096.3 km		67,390,118円	273,749.8 km		75,225,830円	286,333.2 km		67,651,288 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るも	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ÷③計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
千葉	1		36,486,956 円	46,862,209 円	36,486,956 円	36,486,956 円	36,486,956 円	円	36,486 千円	18,243.0 千円	36,486,956 円	18,243,956 円
合計			36,486,956 円	46,862,209 円	36,486,956 円	36,486,956 円	36,486,956 円	円	36,486 千円	18,243 千円	36,486,956 円	18,243,956 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具 体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	18,243,000円	100.0%		0.0%		0.0%	956円	0.0%	
合計			18,243,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	956円	0.0%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一通番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

令和 8 年度成田市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚・芝山千代田)	・匝瑳高校、多古高校への通学や国保多古中央病院への通院 ・成田駅周辺への通勤・通学・買い物 ・三里塚地域の旅客の通勤、通学、買い物 ・JR 成田駅や八日市場駅などの交通結節点へのアクセス	令和 7 年度と比較して収支率 1%以上改善	関係自治体及び学校等と連携を図り、イベントや広告媒体を活用することで利用促進に努める。	令和 8 年 4 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						Web 定期券の販売促進を行う。	令和 8 年 4 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や Web 定期券等の情報を記載したチラシを配布する。	令和 8 年 3 月実施	匝瑳市
						市ホームページや公共交通ニュースでバス情報の掲載や匝瑳市総合公共交通マップを公共施設やイベントなどで配布し、バスの周知及び利用促進を行う。	令和 7 年 10 月以降実施	匝瑳市
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バス乗り方教室を開催する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						町民に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進を図っていく。	令和 7 年 10 月以降実施	芝山町
						検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	京成バス千葉イースト株式会社
2	京成バス千葉イースト株式会社	成田佐原線	京成成田駅・佐原粉名口車庫 (来光台)	・大栄地域住民の通勤、通学、買い物 ・佐原高校、佐原白楊高校、成田方	令和 7 年度と比較して収支率 1 %以上改善	市ホームページ上で、時刻表や割引制度等のバス利用促進に係る情報提供を実施する。	令和 7 年 10 月以降実施	香取市

				面の高校への通学手段		中学校卒業予定者へ公共交通の利用促進チラシを配布する。	令和 7 年 10 月以降実施	香取市
				・佐原駅及び成田駅等交通結節点への交通手段		公共交通ガイドマップを作成し、観光施設や中学・高校へ配付する。	令和 7 年 10 月以降実施	香取市
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	成田市